

令和8年度不用物品売却単価契約内訳書  
(令和8年4月1日～令和8年6月30日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課  
(担当：高内、上田 電話 222-3964)

件名	(単価契約) 不用物品売却 (スチール缶 北部資源リサイクルセンター) 第1四半期
予定数量	123,000 kg (数量については増減する場合があります)
契約期間	令和8年4月1日から 令和8年6月30日まで
引渡場所	京都市北部資源リサイクルセンター (京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地)
契約条件	別紙「仕様書」のとおり
その他	

## スチール缶の売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、北部資源リサイクルセンターで選別処理したスチール缶を売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定める。

- 1 引渡す資源物は、以下のスチール類とする。
  - (1) スチール缶（圧縮成型したもの）。
  - (2) ガラクタ鉄・鉄くず（スチール缶以外の鍋、スプレー缶（残留ガスを抜き圧縮した状態）、ハンガーなど。ただし、取っ手などの製品に付随する不純物を含む。）フレコンバックに貯留（1袋あたり100kg）
- 2 北部資源リサイクルセンター周辺道路の通行について、乙は下記の内容を遵守すること。
  - (1) 引渡しに係る関係車両は、国道162号線（福王子交差点から北部クリーンセンター進入路入口までをいう。）を通行せず、山越道（丸太町山越通～梅ヶ畑山越通をいう。以下同じ）を通行すること。
  - (2) 小中学生の登校時間である午前7時30分から午前8時30分の間は、山越道も通行しないこと。また、北部資源リサイクルセンター構内への車両の入場は午前8時30分以降とする。
  - (3) 小学生の下校時間である午後2時から午後4時の間については、山越道も可能な限り通行しないこと。
- 3 資源物の引渡場所は、北部資源リサイクルセンターが指定するストックヤードとする。積込作業は、乙の重機を使い、乙の重機運転免許取得者により、細心の注意を払い、行うものとする。なお、使用する重機については2t以下のフォークリフトとすること（クランプリフトが望ましい）。
- 4 資源物の引渡日は、北部資源リサイクルセンターの稼働日（祝日を含む月曜日から金曜日、ただし年末年始を除く）のうち、北部資源リサイクルセンターが指定する日及び時間帯とし、概ね週1回から2回の頻度で設定する。なお、甲にも知らせること。
- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め北部資源リサイクルセンターへ連絡しなければならない。
- 6 資源物の計量は、北部資源リサイクルセンターの指示に従い、乙が北部クリーンセンターの計量器において行う。令和8年度から9年度にかけ北部クリーンセンター大規模改修工事により外周道路の周回ができなくなるため、資源物の引き渡し時は、積込後のみ登録車両の重量を出口計量器で測定し、引き渡し重量は、あらかじめ計量器で測定した空車時の重量（登録重量）との差とする。なお、積込時は満タン給油を行ったうえで、

また、荷台は空の状態に積込むこと。計量票は原則、当日中に北部資源リサイクルセンターから電子メール又はFAXで送付する。

- 7 運搬に使用する車両は、空車時に予め北部クリーンセンターの計量器にて車両ごとに複数回重量を測定した平均値を登録重量とし、登録重量は甲乙協議のうえ決定する。登録重量の計測は、積込時と同様に満タン給油、荷台は空の状態で行うこと。登録重量を甲乙協議にて決定ののち、登録車両には北部資源リサイクルセンターからIDタグを貸与するので、契約終了後速やかに返却すること。
- 8 資源物の計量は、スチール缶とガラクタ鉄・鉄くずそれぞれについて行う。ただし、売却重量の算定は、スチール缶とガラクタ鉄・鉄くずの合計重量となるので、単価算定に当たっては十分考慮すること。
- 9 乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
  - (1) 最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないように適切な措置を講ずること。
  - (2) 資源物の積込み、引渡しはじめ、北部資源リサイクルセンター及び北部クリーンセンター構内における作業全般について、施設職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないように、十分注意すること。
  - (3) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。
  - (4) フレコンバックは毎回、引取りに来た際に前回分のフレコンバックを必ず返却すること。
- 10 乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。
  - (1) 月末を締切りとし、翌月5日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する）。
  - (2) 代金については、月末締めで引渡した資源の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については切捨てる。支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。
  - (3) 月末を締切りとし、翌日1日（1日が休日の場合は次の稼働日）の午前中までに、資源物引取量及び見積金額の報告書（書式は自由）を北部資源リサイクルセンターに提出すること。
  - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 11 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとしても、甲は何ら補償しない。
- 12 残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 13 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。